

# プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付取扱要領

平成18年4月3日制定

平成30年3月28日最終改正

## 第1 通則

プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金の交付に関しては、プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）及びこの取扱要領に定めるところによる。

## 第2 定義

この要領における用語の定義は交付要綱に定めるところによる。

## 第3 補助対象事業の採択基準

補助対象事業の採択基準は、次の各号に定めるものとする。ただし、事業主体が必要と判断し、知事が認めるものを含む。

### (1) わが家の専門家診断事業

交付要綱別表第1の1に定める木造の既存住宅の耐震診断、耐震相談を行う事業とする。

### (2) 木造住宅補強計画策定事業

ア 交付要綱別表第1の2に定める木造の既存住宅の補強計画を策定する事業で、次の各号のいずれかに該当する補強計画の策定とする。

(ア) 耐震補強工事を行った後に、評点が1.0以上となる補強計画。ただし、評点が0.3以上あがるものに限る。

(イ) 新工法を採用する等、(ア)と同等以上の効果が認められる補強計画。

イ 交付要綱別表第1の2及び第2の2に規定する高齢者のみが居住する住宅等とは、借家を除き、次のいずれかに該当するものとする。

(ア) 65歳以上の者のみが居住するもの

(イ) 身体障害者手帳の交付を受け、身体障害程度等級が1級又は2級の者が居住するもの

(ウ) 介護保険法による要介護者又は要支援者が居住するもの

(エ) 療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が居住するもの

### (3) 木造住宅耐震補強助成事業（定額）

ア 交付要綱別表第1の3に定める木造の既存住宅で耐震診断の結果、評点が1.0未満であるものに耐震補強工事を実施する事業で、次の各号のいずれかに該当するもの。

(ア) 耐震補強工事を行った後に、評点が1.0以上となり、かつ評点が0.3以上あがるもの

(イ) 新工法を採用する等、(ア)と同等以上の効果が認められる耐震補強工事。

イ 交付要綱別表第2の3に規定する高齢者のみが居住する住宅等とは、借家を除き、次のいずれかに該当するものとする。

(ア) 65歳以上の者のみが居住するもの

(イ) 身体障害者手帳の交付を受け、身体障害程度等級が1級又は2級の者が居住するもの

(ウ) 介護保険法による要介護者又は要支援者が居住するもの

- (エ) 療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が居住するもの
- ウ 交付要綱別表第2の3に規定する耐震補強のPRを行う住宅とは、次の(ア)に該当し、かつ、(イ)から(オ)のいずれかに該当するものとする。
  - (ア) 工事期間中に耐震補強PR看板を設置するもの
  - (イ) 工事期間中に現場見学会を実施するもの
  - (ウ) 工事完成後に完成見学会を実施するもの
  - (エ) 工事完成後に住宅所有者等が耐震補強工事を実施するきっかけを記載した文書及び耐震補強工事後の住宅の写真を市町に提出するもの
  - (オ) その他耐震補強のPRに有効であると知事が認めるもの
- (4) 木造住宅耐震補強助成事業（補強計画一体型）
  - ア 交付要綱別表第1の4に定める木造の既存住宅で耐震診断の結果、評点が1.0未満であるものに補強計画を策定する事業及び耐震補強工事を実施する事業で、次の各号のいずれかに該当するもの。
    - (ア) 耐震補強工事を行った後に、評点が1.0以上となり、かつ評点が0.3以上あがるもの
    - (イ) 新工法を採用する等、(ア)と同等以上の効果が認められる耐震補強工事。
  - イ 交付要綱別表第2の4に規定する高齢者のみが居住する住宅等とは、借家を除き、次のいずれかに該当するものとする。
    - (ア) 65歳以上の者のみが居住するもの
    - (イ) 身体障害者手帳の交付を受け、身体障害程度等級が1級又は2級の者が居住するもの
    - (ウ) 介護保険法による要介護者又は要支援者が居住するもの
    - (エ) 療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が居住するもの
- (5) 木造住宅建替助成事業  
交付要綱別表第1の4に定める木造の既存住宅の建替工事又は除却工事を行う事業で、耐震診断の結果、評点1.0未満である住宅の全部を除去し、引き続いて当該住宅の敷地（これに隣接する土地を含む。）又はその一部に従前の居住者が居住するために継続して利用する住宅を建築する事業とし、除却工事を行う場合は評点が1.0未満である住宅の全部を除却する事業とする。
- (6) 緊急輸送道路沿道等木造住宅耐震化助成事業  
交付要綱別表第1の5に定める木造の既存住宅の耐震補強工事、建替工事又は除却工事を行う事業で、耐震補強工事を行う場合は評点1.0未満を次の各号のいずれかに該当する耐震補強工事とし、建替工事を行う場合は評点0.7未満である住宅の全部を除去し、引き続いて当該住宅の敷地（これに隣接する土地を含む。）又はその一部に従前の居住者が居住するために継続して利用する住宅を建築する事業とし、除却工事を行う場合は評点0.7未満である住宅の全部を除去する事業とする。
  - ア 耐震補強工事を行った後に、評点が1.0以上となり、かつ評点が0.3以上あがるもの。
  - イ 新工法を採用する等、(ア)と同等以上の効果が認められる耐震補強工事。
- (7) 非木造住宅補強計画策定事業

交付要綱別表第1の6に定める非木造の既存住宅の補強計画策定を行う事業で、非木造の既存住宅が $I_s$ （構造耐震指標） $\geq 0.6$ となる補強計画策定を行う事業とする。

(8) 非木造住宅耐震化助成事業

交付要綱別表第1の7に定める非木造の既存住宅の耐震補強工事、建替工事又は除却工事を行う事業で、耐震診断の結果、 $I_s < 0.6$ であった住宅が、耐震補強工事を行う場合は耐震補強工事を行った後に $I_s \geq 0.6$ となる耐震補強工事とし、建替工事を行う場合は住宅の全部を除去し、引き続いて当該住宅の敷地（これに隣接する土地を含む。）又はその一部に従前の居住者が居住するために継続して利用する住宅を建築する事業とし、除却を行う場合は住宅の全部を除去する事業とする。

(9) 緊急輸送道路沿道等非木造住宅耐震化助成事業

交付要綱別表第1の8に定める非木造の既存住宅の耐震補強工事、建替工事又は除却工事を行う事業で、耐震診断の結果、 $I_s < 0.6$ であった住宅が、耐震補強工事を行う場合は耐震補強工事を行った後に $I_s \geq 0.6$ となる耐震補強工事とし、建替工事を行う場合は住宅の全部を除去し、引き続いて当該住宅の敷地（これに隣接する土地を含む。）又はその一部に従前の居住者が居住するために継続して利用する住宅を建築する事業とし、除却工事を行う場合は住宅の全部を除去する事業とする。

(10) 住宅相談支援事業

交付要綱別表第1の9に定める耐震補強工事又は建替工事未実施の既存住宅を、耐震補強工事、建替工事又は耐震性を有する住宅等への住み替え等に導く事業とする。

(11) 地域耐震化推進事業

交付要綱別表第1の10に定める既存住宅の耐震化を推進している民間組織を支援するための事業とする。

(12) 建築物等耐震診断事業

交付要綱別表第1の11に定める非木造の既存住宅又は既存建築物の耐震診断を行う事業とする。

(13) 建築物補強計画策定事業

交付要綱別表第1の12に定める既存建築物の補強計画策定を行う事業で、耐震診断の結果、 $I_s/ET$ （静岡県耐震判定指標値） $< 1.0$ かつ $I_s < 0.6$ であった災害時拠点施設が $I_s/ET \geq 1.0$ となる補強計画策定を行う事業及び耐震診断の結果、 $I_s < 0.6$ であった災害時拠点施設以外の建築物が $I_s \geq 0.6$ となる補強計画策定を行う事業とする。

(14) 建築物耐震化助成事業

交付要綱別表第1の13に定める既存建築物の耐震補強工事、建替工事又は除却工事を行う事業で、耐震補強工事を行う場合は耐震診断の結果、 $I_s/ET < 1.0$ かつ $I_s < 0.6$ であった災害時拠点施設が $I_s/ET \geq 1.0$ となる耐震補強工事を行う事業又は耐震診断の結果、 $I_s < 0.6$ であった災害時拠点施設以外の建築物が $I_s \geq 0.6$ となる耐震補強工事を行う事業とし、建替工事を行う場合は耐震診断の結果、 $I_s < 0.6$ であった建築物の全部を除去し、引き続いて当該建築物の敷地（これに隣接する土地を含む。）又はその一部に建築物を建築する事業とし、除却工事を行う場合は耐震診断の結果、 $I_s < 0.6$ であった建築物の全部を除去する事業とする。

る。

(15) 緊急輸送道路沿道等建築物耐震化助成事業

交付要綱別表第1の14に定める既存建築物の耐震補強工事、建替工事又は除却工事を行う事業で、耐震補強工事を行う場合は耐震診断の結果、 $I_s/ET < 1.0$ かつ $I_s < 0.6$ であった災害時拠点施設が $I_s/ET \geq 1.0$ となる耐震補強工事を行う事業又は耐震診断の結果、 $I_s < 0.6$ であった災害時拠点施設以外の建築物が $I_s \geq 0.6$ となる耐震補強工事を行う事業とし、建替工事を行う場合は耐震診断の結果、 $I_s < 0.6$ であった建築物の全部を除去し、引き続いて当該建築物の敷地（これに隣接する土地を含む。）又はその一部に建築物を建築する事業とし、除却工事を行う場合は耐震診断の結果、 $I_s < 0.6$ であった建築物の全部を除去する事業とする。

(16) 災害時拠点施設耐震化助成事業

交付要綱別表第1の15に定める避難所等の耐震補強工事又は建替工事を行う事業で、耐震診断の結果、 $I_s/ET < 1.0$ かつ $I_s < 0.6$ であった避難所等が、耐震補強工事を行う場合は $I_s/ET \geq 1.0$ となる耐震補強工事を行う事業とし、建替工事を行う場合は耐震診断の結果、 $I_s < 0.6$ であった避難所等の全部を除去し、引き続いて当該避難所等の敷地（これに隣接する土地を含む。）又はその一部に避難所等を建築する事業とする。

(17) ブロック塀等撤去事業

交付要綱別表第1の16に定めるブロック塀等の撤去事業とする。

(18) ブロック塀等改善事業

交付要綱別表第1の17に定めるブロック塀等の改善事業で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

ア ブロック塀を築造する場合は、静岡県作成のパンフレット「ブロック塀の点検と改善」に記載されている「新しいブロック塀の造り方」によること。

イ 他の塀に転換する場合は、金属性フェンス等安全な塀にすること。

(19) がけ地近接危険住宅移転事業

交付要綱別表第1の18に定める危険住宅の移転を行う事業とする。

(20) 建築物天井耐震改修事業

交付要綱別表第1の19に定める既存天井の耐震改修工事を行う事業とする。

(21) 既存エレベーター防災対策改修事業

交付要綱別表第1の20に定める既存エレベーターの防災対策改修工事を行う事業とする。

(22) 中小企業ホテル・旅館耐震化助成事業

交付要綱別表第1の21に定めるホテル・旅館の用途に供する既存建築物の耐震補強工事又は建替工事を行う事業で、耐震補強工事を行う場合は耐震診断の結果、 $I_s < 0.6$ であった建築物が $I_s \geq 0.6$ となる耐震補強工事を行う事業とし、建替工事を行う場合は耐震診断の結果、 $I_s < 0.6$ であった建築物の全部を除去し、引き続いて当該建築物の敷地（これに隣接する土地を含む。）又はその一部に建築物を建築する事業とする。

#### 第4 補助対象経費

本事業の補助対象は、交付要綱第3に定める経費であるが、具体的には次に掲げる経費

のうち、知事が事業の実施に必要と認める経費とする。

- (1) 事業者が行う第3(1)及び(9)に定める事業に要する経費
- (2) 事業者が行う第3(2)から(8)、(10)から(17)、(19)から(22)に定める事業に要する経費に対し市町が補助する経費
- (3) がけ地近接危険住宅移転事業
  - ア 事業者が行う除却費等に要する費用に対し市町が補助する経費
  - イ 危険住宅に代る住宅の建設又は購入(これに必要な土地の取得を含む。)をするために要する資金を金融機関その他の機関から借り入れた場合において市町が補助する建物助成費

#### 第5 耐震診断等の方法

既存建築物及び既存住宅の耐震診断及び補強後の耐震性の評価は、平成18年1月25日国土交通省告示第184号の別添による方法(国土交通大臣がこれと同等以上と認める方法を含む。)とする。ただし、災害時拠点施設については、「静岡県既存建築物の耐震新診断・補強計画マニュアル2006年度版(一般社団法人静岡県建築士事務所協会発行)」による方法を用いて耐震性能を評価すること。

#### 第6 耐震診断等の実施者

- (1) わが家の専門家診断事業における耐震診断及び耐震相談は、静岡県耐震診断補強相談士が行うものとする。
- (2) 木造住宅補強計画策定事業における補強計画の策定は、建築士事務所に属する静岡県耐震診断補強相談士が行うものとする。
- (3) 木造住宅耐震補強助成事業(定額)、木造住宅建替助成事業における採択要件を確認するための耐震診断及び木造住宅耐震補強助成事業における補強後の耐震性の評価は、建築士事務所に属する静岡県耐震診断補強相談士が行うものとする。

#### 第7 関係書類の保管

交付要綱第5(3)に定める書類等については、別表第1に掲げる書類を含むこと。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成30年度分の補助金から適用する。
- 2 第3(3)ウの規定は、平成30年度から平成32年度までの分の補助金に適用する。

別表第1 (第7関係)

事業区分		保管書類	
		所有者等からの補助申請書	所有者等からの完了報告書
(1)	わが家の 専門家診 断事業		ア 診断の結果等を記入した台帳 イ 業務委託契約書
(2)	木造住宅 補強計画 策定事業	ア 補強計画策定経費の見積書の写し イ 所有者以外による申請の場合は所 有者の承諾書	ア 補強計画結果報告書の写し(注1) イ 補強計画策定経費の領収書等の写 し(事業主体が市町の場合、業務委託 契約書) ウ 高齢者のみが居住する住宅等の場 合は、それらを証明できる書類
(3)	木造住宅 耐震補強 助成事業 (定額)	ア 耐震診断結果報告書及び補強計画 結果報告書の写し(注2) イ 耐震補強工事経費の見積書の写し ウ 高齢者のみが居住する住宅等の場 合は、それらを証明できる書類 エ 所有者以外による申請の場合は所 有者の承諾書	ア 耐震補強工事結果報告書の写し(注3) イ 耐震補強工事経費の領収書等の写し
(4)	木造住宅 耐震補強 助成事業 (補強計 画一体型)	ア 耐震診断結果報告書の写し イ 耐震補強工事経費の見積書の写し ウ 高齢者のみが居住する住宅等の場 合は、それらを証明できる書類 エ 所有者以外による申請の場合は所 有者の承諾書	ア 補強計画結果報告書の写し(注1) イ 補強計画策定経費の領収書等の写 し ウ 耐震補強工事結果報告書の写し(注3) エ 耐震補強工事経費の領収書等の写し
(5)	木造住宅 建替助成 事業	ア 建替工事にあつては、以下の書類 (ア) 耐震診断結果報告書の写し(注4) (イ) 建替工事経費等の見積書の写し (ウ) 新築住宅の建築確認済証の写し (エ) 既存住宅の配置図、新築住宅の配 置図 (オ) 所有者以外による申請の場合は 所有者の承諾書 イ 除却工事にあつては、以下の書類 (ア) 耐震診断結果報告書の写し(注4) (イ) 既存住宅の配置図 (ウ) 除却工事経費の見積書の写し (エ) 所有者以外による申請の場合は 所有者の承諾書	ア 建替工事にあつては、以下の書類 (ア) 除却工事前の写真、除却後の写 真、新築住宅の着工写真 (イ) 新築住宅の完了検査済証の写し (ウ) 建替工事経費等の領収書等の写 し イ 除却工事にあつては、以下の書類 (ア) 除却工事前の写真、除却後の写真 (イ) 建築物除却届の写し (ウ) 除却工事経費の領収書等の写し
(6)	緊急輸送 道路沿道 等木造住 宅耐震化 助成事業	ア 耐震補強工事にあつては、以下の書 類 (ア) 耐震診断結果報告書及び補強計 画結果報告書の写し(注2) (イ) 耐震補強工事経費の見積書の写 し (ウ) 所有者以外による申請の場合は 所有者の承諾書 (エ) 建築物の高さと緊急輸送道路幅 員等の関係が分かる図面等 イ 建替工事にあつては、以下の書類	ア 耐震補強工事にあつては、以下の書 類 (ア) 耐震補強工事結果報告書の写し (注3) (イ) 耐震補強工事経費の領収書等の 写し イ 建替工事にあつては、以下の書類 (ア) 除却工事前の写真、除却後の写 真、新築住宅の着工写真 (イ) 新築住宅の完了検査済証の写し (ウ) 建替工事経費等の領収書等の写

		<p>(ア) 耐震診断結果報告書の写し(注4)</p> <p>(イ) 建替工事経費等の見積書の写し</p> <p>(ウ) 新築住宅の建築確認済証の写し</p> <p>(エ) 既存住宅の配置図、新築住宅の配置図</p> <p>(オ) 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書</p> <p>(カ) 建築物高さや緊急輸送道路幅員等の関係が分かる図面等</p> <p>ウ 除却工事にあつては、以下の書類</p> <p>(ア) 耐震診断結果報告書の写し(注4)</p> <p>(イ) 既存住宅の配置図</p> <p>(ウ) 除却工事経費の見積書の写し</p> <p>(エ) 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書</p> <p>(オ) 建築物高さや緊急輸送道路幅員等の関係が分かる図面等</p>	<p>し</p> <p>ウ 除却工事にあつては、以下の書類</p> <p>(ア) 除却工事前の写真、除却後の写真</p> <p>(イ) 建築物除却届の写し</p> <p>(ウ) 除却工事経費の領収書等の写し</p>
(7)	非木造住宅補強計画策定事業	<p>ア 耐震診断結果報告書の写し(注5)</p> <p>イ 耐震診断に係る評定書の写し(建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号、以下「耐震改修促進法」という。)第14条第1号に掲げる建築物に限る。)(注6)</p> <p>ウ 補強計画策定経費の見積書の写し</p> <p>エ 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書</p>	<p>ア 補強計画結果報告書の写し(注7)</p> <p>イ 補強計画に係る評定書等の写し(注6)</p> <p>ウ 補強計画策定経費の領収書等の写し</p>
(8)	非木造住宅耐震化助成事業	<p>ア 耐震補強工事にあつては、以下の書類</p> <p>(ア) 補強計画結果報告書の写し(注7)</p> <p>(イ) 補強計画に係る評定書等の写し(注6)</p> <p>(ウ) 耐震補強工事経費の見積書の写し</p> <p>(エ) 工事概要が分かる図面</p> <p>(オ) 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書</p> <p>イ 建替工事にあつては、以下の書類</p> <p>(ア) 耐震診断結果報告書の写し(注5)</p> <p>(イ) 耐震診断に係る評定書の写し(耐震改修促進法第14条第1号に掲げる建築物に限る。)(注6)</p> <p>(ウ) 新築住宅の建築確認済証の写し</p> <p>(エ) 建替工事経費の見積書の写し</p> <p>(オ) 工事概要が分かる図面</p> <p>(カ) 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書</p> <p>ウ 除却工事にあつては、以下の書類</p> <p>(ア) 耐震診断結果報告書の写し(注5)</p> <p>(イ) 耐震診断に係る評定書の写し(耐震改修促進法第14条第1号に掲げる建築物に限る。)(注6)</p>	<p>ア 耐震補強工事にあつては、以下の書類</p> <p>(ア) 補強計画どおりに工事を行ったことを証する工事監理報告書等の写し</p> <p>(イ) 事業の完成を確認できる写真</p> <p>(ウ) 耐震補強工事経費の領収書等の写し</p> <p>イ 建替工事にあつては、以下の書類</p> <p>(ア) 除却工事前の写真、除却後の写真、新築住宅の着工写真</p> <p>(イ) 新築住宅の完了検査済証の写し</p> <p>(ウ) 建替工事経費の領収書等の写し</p> <p>ウ 除却工事にあつては、以下の書類</p> <p>(ア) 除却工事前の写真、除却後の写真</p> <p>(イ) 建築物除却届の写し</p> <p>(ウ) 除却工事経費の領収書等の写し</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>(ウ) 既存住宅の配置図</li> <li>(エ) 除却工事経費の見積書の写し</li> <li>(オ) 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書</li> </ul>	
(9)	緊急輸送道路沿道等非木造住宅耐震化助成事業	<p>ア 耐震補強工事にあたっては、以下の書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 補強計画結果報告書の写し(注7)</li> <li>(イ) 補強計画に係る評定書等の写し(注6)</li> <li>(ウ) 耐震補強工事経費の見積書の写し</li> <li>(エ) 工事概要が分かる図面</li> <li>(オ) 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書</li> <li>(カ) 建築物高さ等と緊急輸送道路幅員等の関係が分かる図面等</li> </ul> <p>イ 建替工事にあたっては、以下の書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 耐震診断結果報告書の写し(注5)</li> <li>(イ) 耐震診断に係る評定書の写し(耐震改修促進法第14条第1号に掲げる建築物に限る。)(注6)</li> <li>(ウ) 新築住宅の建築確認済証の写し</li> <li>(エ) 建替工事経費の見積書の写し</li> <li>(オ) 工事概要が分かる図面</li> <li>(カ) 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書</li> <li>(キ) 建築物高さ等と緊急輸送道路幅員等の関係が分かる図面等</li> </ul> <p>ウ 除却工事にあたっては、以下の書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 耐震診断結果報告書の写し(注5)</li> <li>(イ) 耐震診断に係る評定書の写し(耐震改修促進法第14条第1号に掲げる建築物に限る。)(注6)</li> <li>(ウ) 既存住宅の配置図</li> <li>(エ) 除却工事経費の見積書の写し</li> <li>(オ) 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書</li> <li>(カ) 建築物高さ等と緊急輸送道路幅員等の関係が分かる図面等</li> </ul>	<p>ア 耐震補強工事にあたっては、以下の書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 補強計画どおりに工事を行ったことを証する工事監理報告書等の写し</li> <li>(イ) 事業の完成を確認できる写真</li> <li>(ウ) 耐震補強工事経費の領収書等の写し</li> </ul> <p>イ 建替工事にあたっては、以下の書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 除却工事前の写真、除却後の写真、新築住宅の着工写真</li> <li>(イ) 新築住宅の完了検査済証の写し</li> <li>(ウ) 建替工事経費の領収書等の写し</li> </ul> <p>ウ 除却工事にあたっては、以下の書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 除却工事前の写真、除却後の写真</li> <li>(イ) 建築物除却届の写し</li> <li>(ウ) 除却工事経費の領収書等の写し</li> </ul>
(10)	住宅相談支援事業		<p>ア 実施の記録を記入した台帳</p> <p>イ 業務委託契約書の写し</p>



(11)	地域耐震化推進事業	<p>ア 地域耐震化推進事業計画書</p> <p>イ 業務に係る経費計算書</p> <p>ウ 組織の構成員名簿</p>	<p>ア 地域耐震化推進事業報告書</p> <p>イ 業務に係る経費の領収書等の写し</p> <p>ウ 業務内容の分かる写真</p>
(12)	建築物等耐震診断事業	<p>ア 耐震診断経費の見積書の写し</p> <p>イ 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書</p>	<p>ア 耐震診断結果報告書の写し(注5)</p> <p>イ 耐震診断に係る評定書の写し(耐震改修促進法第14条第1号に掲げる建築物に限る。)(注6)</p> <p>ウ 耐震診断経費の領収書等の写し</p> <p>エ 診断者の登録資格者講習受講証の写し等(耐震改修促進法の規定による耐震診断を義務付けられた建築物に限る。)</p>
(13)	建築物補強計画策定事業	<p>ア 耐震診断結果報告書の写し(注5)</p> <p>イ 耐震診断に係る評定書の写し(耐震改修促進法第14条第1号に掲げる建築物に限る。)(注6)</p> <p>ウ 補強計画策定経費の見積書の写し</p> <p>エ 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書</p>	<p>ア 補強計画結果報告書の写し(注7)</p> <p>イ 補強計画に係る評定書等の写し(注6)</p> <p>ウ 補強計画策定経費の領収書等の写し</p> <p>エ 補強計画策定者の登録資格者講習受講証の写し等(耐震改修促進法の規定による耐震診断を義務付けられた建築物に限る。)</p>
(14)	建築物耐震化助成事業	<p>ア 耐震補強工事にあつては、以下の書類</p> <p>(ア) 補強計画結果報告書の写し(注7)</p> <p>(イ) 補強計画に係る評定書等の写し(注6)</p> <p>(ウ) 耐震補強工事経費の見積書の写し</p> <p>(エ) 工事概要が分かる図面</p> <p>(オ) 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書</p> <p>イ 建替工事にあつては、以下の書類</p> <p>(ア) 耐震診断結果報告書の写し(注5)</p> <p>(イ) 耐震診断に係る評定書の写し(耐震改修促進法第14条第1号に掲げる建築物に限る。)(注6)</p> <p>(ウ) 新築建築物の建築確認済証の写し</p> <p>(エ) 建替工事経費の見積書の写し</p> <p>(オ) 工事概要が分かる図面</p> <p>(カ) 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書</p> <p>ウ 除却工事にあつては、以下の書類</p> <p>(ア) 耐震診断結果報告書の写し(注5)</p> <p>(イ) 耐震診断に係る評定書の写し(耐震改修促進法第14条第1号に掲げる建築物に限る。)(注6)</p> <p>(ウ) 既存建築物の配置図</p> <p>(エ) 除却工事経費の見積書</p>	<p>ア 耐震補強工事にあつては、以下の書類</p> <p>(ア) 補強計画どおりに工事を行ったことを証する工事監理報告書等の写し</p> <p>(イ) 事業の完成を確認できる写真</p> <p>(ウ) 耐震補強工事経費の領収書等の写し</p> <p>イ 建替工事にあつては、以下の書類</p> <p>(ア) 除却工事前の写真、除却後の写真、新築建築物の着工写真</p> <p>(イ) 新築建築物の完了検査済証の写し</p> <p>(ウ) 建替工事経費の領収書等の写し</p> <p>ウ 除却工事にあつては、以下の書類</p> <p>(ア) 除却工事前の写真、除却後の写真</p> <p>(イ) 建築物除却届の写し</p> <p>(ウ) 除却工事経費の領収書等の写し</p>

		(オ) 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書	
(15)	緊急輸送道路沿道等建築物耐震化助成事業	<p>ア 耐震補強工事にあつては、以下の書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 補強計画結果報告書の写し(注7)</li> <li>(イ) 補強計画に係る評定書等の写し(注6)</li> <li>(ウ) 耐震補強工事経費の見積書の写し</li> <li>(エ) 工事概要が分かる図面</li> <li>(オ) 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書</li> <li>(カ) 建築物高さ等と緊急輸送道路幅員等の関係が分かる図面等</li> </ul> <p>イ 建替工事にあつては、以下の書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 耐震診断結果報告書の写し(注5)</li> <li>(イ) 耐震診断に係る評定書の写し(耐震改修促進法第14条第1号に掲げる建築物に限る。)(注6)</li> <li>(ウ) 新築建築物の建築確認済証の写し</li> <li>(エ) 建替工事経費の見積書の写し</li> <li>(オ) 工事概要が分かる図面</li> <li>(カ) 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書</li> <li>(キ) 建築物高さ等と緊急輸送道路幅員等の関係が分かる図面等</li> </ul> <p>ウ 除却工事にあつては、以下の書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 耐震診断結果報告書の写し(注5)</li> <li>(イ) 耐震診断に係る評定書の写し(耐震改修促進法第14条第1号に掲げる建築物に限る。)(注6)</li> <li>(ウ) 既存建築物の配置図</li> <li>(エ) 除却工事経費の見積書</li> </ul>	<p>ア 耐震補強工事にあつては、以下の書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 補強計画どおりに工事を行ったことを証する工事監理報告書等の写し</li> <li>(イ) 事業の完成を確認できる写真</li> <li>(ウ) 耐震補強工事経費の領収書等の写し</li> </ul> <p>イ 建替工事にあつては、以下の書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 除却工事前の写真、除却後の写真、新築建築物の着工写真</li> <li>(イ) 新築建築物の完了検査済証の写し</li> <li>(ウ) 建替工事経費の領収書等の写し</li> </ul> <p>ウ 除却工事にあつては、以下の書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 除却工事前の写真、除却後の写真</li> <li>(イ) 建築物除却届の写し</li> <li>(ウ) 除却工事経費の領収書等の写し</li> </ul>

		<p>(オ) 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書</p> <p>(カ) 建築物高さ等と緊急輸送道路幅員等の関係が分かる図面等</p>	
(16)	災害時拠点施設耐震化助成事業	<p>ア 耐震補強工事にあつては、以下の書類</p> <p>(ア) 補強計画結果報告書の写し(注7)</p> <p>(イ) 補強計画に係る評定書等の写し(注6)</p> <p>(ウ) 耐震補強工事経費の見積書の写し</p> <p>(エ) 工事概要が分かる図面</p> <p>(オ) 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書</p> <p>(カ) 避難所等の要件に該当するものと判断できる書類</p> <p>イ 建替工事にあつては、以下の書類</p> <p>(ア) 耐震診断結果報告書の写し(注5)</p> <p>(イ) 耐震診断に係る評定書の写し(耐震改修促進法第14条第1号に掲げる建築物に限る。)(注6)</p> <p>(ウ) 新築建築物の建築確認済証の写し</p> <p>(エ) 建替工事経費の見積書の写し</p> <p>(オ) 工事概要が分かる図面</p> <p>(カ) 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書</p> <p>(キ) 避難所等の要件に該当するものと判断できる書類</p>	<p>ア 耐震補強工事にあつては、以下の書類</p> <p>(ア) 補強計画どおりに工事を行ったことを証する工事監理報告書等の写し</p> <p>(イ) 事業の完成を確認できる写真</p> <p>(ウ) 耐震補強工事経費の領収書等の写し</p> <p>イ 建替工事にあつては、以下の書類</p> <p>(ア) 除却工事前の写真、除却後の写真、新築建築物の着工写真</p> <p>(イ) 新築建築物の完了検査済証の写し</p> <p>(ウ) 建替工事経費の領収書等の写し</p>
(17)	ブロック塀等撤去事業	<p>ア 施工前の写真</p> <p>イ 事前検査調書</p> <p>ウ 撤去工事の見積書の写し</p> <p>エ 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書</p>	<p>ア 事業の完成を確認できる全景写真</p> <p>イ 完成検査調書</p> <p>ウ 撤去工事経費の領収書等の写し</p>
(18)	ブロック塀等改善事業	<p>ア 施工前の写真</p> <p>イ 事前検査調書</p> <p>ウ 施工後の設計図面(断面図)</p> <p>エ 撤去工事の見積書の写し</p> <p>オ 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書</p>	<p>ア 事業の完成を確認できる全景写真</p> <p>イ 完成検査調書</p> <p>ウ 改善工事経費の領収書等の写し</p>
(19)	がけ地近接危険住宅移転事業	<p>ア 除却工事の見積書の写し</p> <p>イ 金融機関の融資証明書の写し又はそれに代わる書類</p> <p>ウ ア、イの内容を反映した補助限度額計画書</p>	<p>ア 除却工事の領収書等の写し</p> <p>イ 金融機関の融資契約書の写し又はそれに代わる書類</p> <p>ウ ア、イの内容を反映した補助限度額計算書</p>
(20)	建築物天井耐震改修事業	<p>ア 既存天井の施工状況報告書(注8)</p> <p>イ 耐震改修工事にあつては、以下の書類</p> <p>(ア) 耐震改修工事経費の見積書の写し</p> <p>(イ) 工事概要が分かる図面</p>	<p>ア 耐震改修工事にあつては、以下の書類</p> <p>(ア) 事業の完成を確認できる写真</p> <p>(イ) 天井の改修状況報告書(注9)</p> <p>(ウ) 耐震改修工事経費の領収書等の写し</p>

		<p>ウ 除却工事にあつては、除却工事経費の見積書の写し</p> <p>エ 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書</p>	<p>イ 除却工事にあつては、以下の書類</p> <p>(ア) 除却工事前の写真、除却後の写真</p> <p>(イ) 除却工事経費の領収書等の写し</p>
(21)	既存エレベーター 防災対策 改修事業	<p>ア エレベーターが設置された建築物の状況報告書(注10)</p> <p>イ 建築基準法第12条第3項の規定によるエレベーターの定期検査報告書(1年以内に報告されたもの)の写し</p> <p>ウ 防災対策改修工事経費の見積書の写し</p> <p>エ 工事概要が分かる図面</p> <p>オ 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書</p>	<p>ア 事業の完成を確認できる写真</p> <p>イ エレベーターの防災対策改修状況報告書(注11)</p> <p>ウ 防災対策改修工事経費の領収書等の写し</p>
(22)	中小企業 ホテル・旅館 耐震化 助成事業	<p>ア 耐震補強工事にあつては、以下の書類</p> <p>(ア) 補強計画結果報告書の写し(注7)</p> <p>(イ) 補強計画に係る評定書等の写し(注6)</p> <p>(ウ) 耐震補強工事経費の見積書の写し</p> <p>(エ) 工事概要が分かる図面</p> <p>(オ) 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書</p> <p>(カ) 中小企業者であることが分かる書類</p> <p>イ 建替工事にあつては、以下の書類</p> <p>(ア) 耐震診断結果報告書の写し(注5)</p> <p>(イ) 耐震診断に係る評定書等の写し(注6)</p> <p>(ウ) 新築建築物の建築確認済証の写し</p> <p>(エ) 建替工事経費の見積書の写し</p> <p>(オ) 工事概要が分かる図面</p> <p>(カ) 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書</p> <p>(キ) 中小企業者であることが分かる書類</p>	<p>ア 耐震補強工事にあつては、以下の書類</p> <p>(ア) 補強計画どおりに工事を行ったことを証する工事監理報告書等の写し</p> <p>(イ) 事業の完成を確認できる写真</p> <p>(ウ) 耐震補強工事経費の領収書等の写し</p> <p>イ 建替工事にあつては、以下の書類</p> <p>(ア) 除却工事前の写真、除却後の写真、新築建築物の着工写真</p> <p>(イ) 新築建築物の完了検査済証の写し</p> <p>(ウ) 建替工事経費の領収書等の写し</p>

(注1) 補強計画結果報告書には次の事項を記載した書類を添付する。

- ・建築物の所有者、所在地、用途・規模、診断者の名称・住所、診断年月日
- ・耐震診断・補強計画の評点及び算定根拠
- ・補強計画平面図(補強方法、補強箇所を明示する。)

(注2) 耐震診断結果報告書及び補強計画結果報告書には次の事項を記載した書類を添付する。

- ・建築物の所有者、所在地、用途・規模、診断者の名称・住所、診断年月日
- ・耐震診断・補強計画の評点及び算定根拠
- ・補強計画平面図(補強方法、補強箇所を明示する。)

(注3) 耐震補強工事結果報告書には次の事項を記載した書類を添付する。

- ・建築物の所有者、所在地、用途・規模、診断者の名称・住所、診断年月日
- ・補強計画の評点及び算定根拠(補強内容に変更がある場合に限る。)
- ・補強計画平面図(補強方法、補強箇所を明示する。)

- ・補強工事写真
- (注4) 耐震診断結果報告書には次の事項を記載した書類を添付する。
- ・建築物の所有者、所在地、用途・規模、診断者の名称・住所、診断年月日
  - ・耐震診断の評点及び算定根拠
- (注5) 耐震診断結果報告書には次の事項を記載した書類を添付する。
- ・建築物の名称、所在地、用途・規模、診断者の名称・住所、診断年月日
  - ・構造部材強度（コンクリート、鉄筋、鉄骨等）
  - ・耐震診断の方針及び結果概要
  - ・総合所見
  - ・平面図、伏図、軸組図
- (注6) 評定は、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会規約第8条第2項に基づき登録された耐震判定委員会に諮るものとする。
- (注7) 補強計画結果報告書には次の事項を記載した書類を添付する。
- ・建築物の名称、所在地、用途・規模、補強計画策定者の名称・住所、補強計画策定年月日
  - ・補強計画の方針及び結果概要
  - ・総合所見
  - ・補強計画平面図、軸組図等（補強方法、補強箇所を明示する。）
- (注8) 既存天井の施工状況報告書には次の事項を記載した書類を添付する。
- ・報告者の名称、住所、報告年月日
  - ・建築物の名称、所在地、用途・規模、固定席の有無及び席数、地域防災計画における避難所指定の有無
  - ・天井の高さ、面積、単位面積当たりの平均重量、構造
  - ・天井の耐震性に対する総合所見
  - ・平面図、天井伏図、矩計図（天井断面が分かるもの）
- (注9) 天井の改修状況報告書には次の事項を記載した書類を添付する。
- ・報告者の名称、住所、報告年月日
  - ・建築物の名称、所在地、用途・規模、固定席の有無及び席数、地域防災計画における避難所指定の有無
  - ・平成17年国土交通省告示第566号に基づいて実施した旨の所見
  - ・平面図、天井伏図、矩計図（天井断面が分かるもの）
- (注10) エレベーターが設置された建築物の状況報告書には次の事項を記載した書類を添付する。
- ・報告者の名称、住所、報告年月日
  - ・延床面積、階数、用途、耐火建築物又は準耐火建築物の別
  - ・当該建築物の耐震性能に対する総合所見
  - ・マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）に基づく、長期修繕計画又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第8条第2項の規定による維持保全計画においてエレベーターを修繕項目として設定している旨の所見
- (注11) エレベーターの防災対策改修状況報告書には次の事項を記載した書類を添付する。
- ・報告者の名称、住所、報告年月日
  - ・昇降機技術基準の解説（一般財団法人日本建築設備・昇降機センター、一般社団法人日本エレベーター協会発行）に基づいて実施した旨の所見
  - ・エレベーター防災対策改修工事に充当した費用の内訳